

岡崎市議会議長 様

支出番号

会派名

公 明 党

代表者名

畑尻 宣長



下記のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 旅 行 報 告 書

令和 2年 3月 30日提出

活動年月日	令和 1年 7月 24日 (水)	
氏名	畑尻宣長	
用務先 及び 内 容	1	用務先 東京都 千代田区
	7月24日	内 容 外国人住民の定住・共生と不就学ゼロの推進施策について
	2	用務先
	月 日	内 容
	3	用務先
	月 日	内 容
	4	用務先
	月 日	内 容
備 考		



政務活動調査報告書

調査日	令和元年7月24日（水）
視察場所	東京都 千代田区 日本教育会館 7F
調査項目	外国人住民の定住・共生と不就学ゼロの推進施策 ～地域人口としての外国人市民―多文化共生とまちづくり参画方策～
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：1,558.06 km ² 人口：797,980 人 人口密度：504.62 人/km ² 世帯：321,359 世帯 経常収支比率：93.0% 実質公債費比率：8.4%

<講師>

「人口減少社会における自治体の移民／外国人施策」

国土館大学文学部教育学科教授

氏

「多文化共生のまちづくり～浜松市の経験から考える～」

（公財）浜松国際交流協会主幹

多文化共生コーディネーター

氏

「外国籍児童生徒の不就学ゼロ対策と生活・学習支援の推進方策」

～「みんなかにっ子」を具現化するための取組みと現状～

可児市教育委員会事務局学校教育課指導主事

小川 隆行 氏



<講義内容>

「人口減少社会における自治体の移民／外国人施策」

国土館大学文学部教育学科教授

氏

○移動局面における移民／外国人施策

<外国人労働者受入れの基本方針①>

- ・ 雇用対策基本計画（第6次 1988年6月～第9次 99年8月）

我が国経済社会の活性化、国際化に資する
 専門的・技術的分野の外国人労働者は（積極的に）受け入れる。
 いわゆる単純労働者は十分慎重に対応する

⇒ 労働力不足への対応という視点はない

- ・ 出入国管理基本計画（第3次 2005年3月）

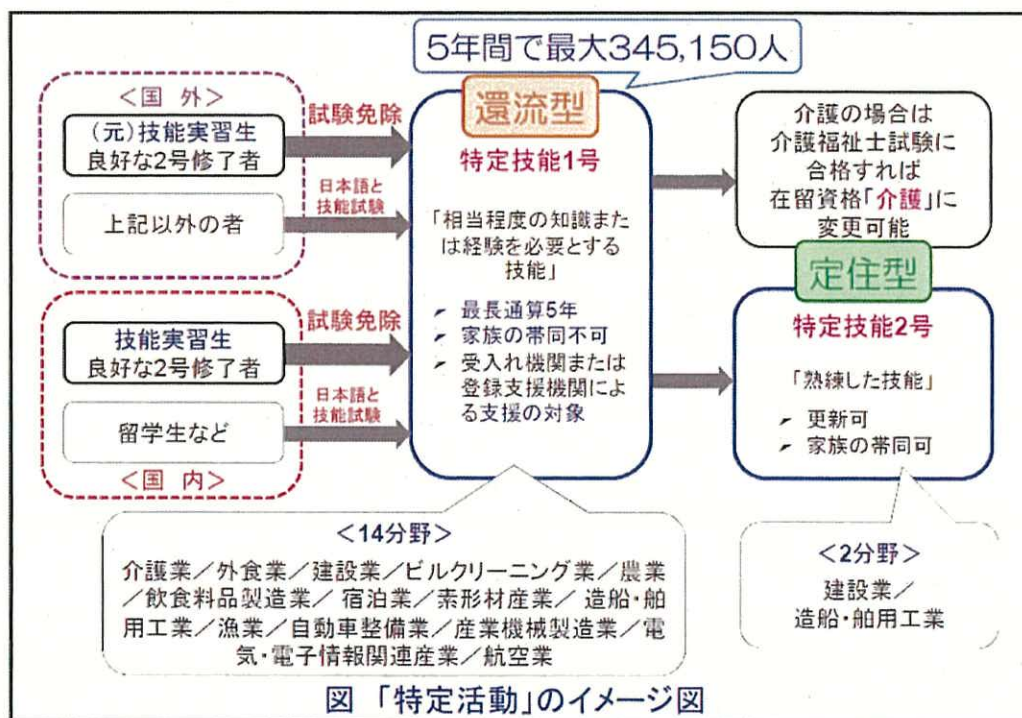
現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における
 外国人労働者の受入れについて着実に検討していく



これまで受入れを認めてこなかった分野での外国人労働者受入れ検討

<骨太の方針（2018年版 2018年6月）>

- ・ 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化
- ・ 一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく
 仕組みを構築する必要がある
- ・ 真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の
 受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する（2018年版）
- ・ 最長5年の単身者
- ・ 日本語能力や技能等は、業所管省庁ごとに決定（技能実習2号修了者は例外）
- ・ 支援の実施主体は受入れ企業や登録支援機関
- ・ 一定の試験に合格した場合は、現行の専門的・技術的分野の在留資格へ移行可能



○「共に生きる」とは・・・

例)総務省 2006『多文化共生の推進に関する研究会報告書』

- ・地域における多文化共生を、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと」と定義。

<移民／外国人にとっての「不平等」>

・母語ではない公用語 = 言葉の壁

・制度的不平等 = 制度の壁

参政権なし、義務教育からの排除、公務員への採用・任用制限、生活保護の適用制限 etc.

・実質的不平等 = 心の壁

住居差別、就職差別、雇用差別、外国人に対する差別的な言説、いじめ etc



日本人と対等な関係で
社会に参加できない現実!

・社会経済的な不平等

高い間接雇用率、労働市場の階層化や産業別の棲み分け、教育上の「失敗」 etc.

<「壁」を越える>

・言葉の壁 : 情報の多言語化、日本語習得支援

・制度の壁 : 差別的な制度的不平等の是正

・心の壁 : 実質的不平等の是正、差別禁止法の制定

社会経済的格差の是正へ

格差是正の為の優遇措置の導入



対等な関係の構築

<自治体の移民／外国人施策>

・壁を越えるための施策

—言葉の壁を越える—

多言語による生活関連情報誌の発行、外国人相談窓口の開設、通訳派遣、

外国人住民に対する日本語教室、日本人住民に対する外国語教育の開催 etc.

・制度の壁を越える (国の制度の不備の補完)

社会保障、政治参加、公務員採用の国籍条項、教育、非正規滞在者への対応

・心の壁を越える

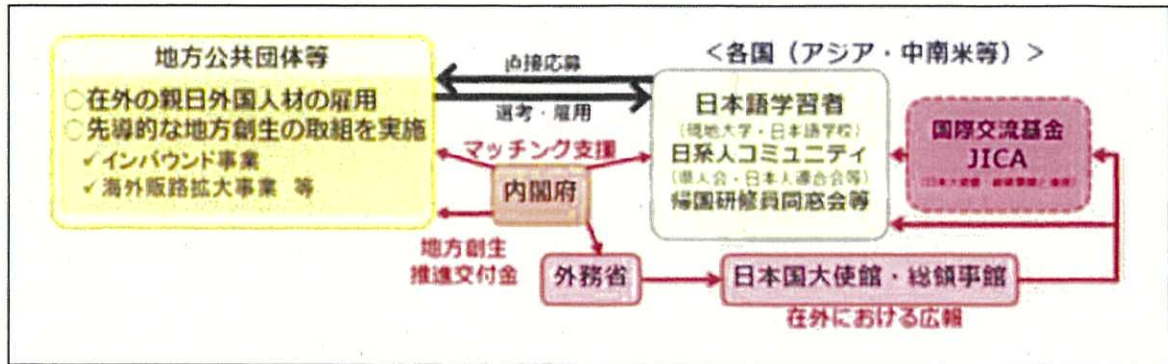
差別禁止条例の制定、交流イベントや異文化理解講座の開催 etc.

<新たな動きとして>

・移動局面の移民／外国人政策への自治体の関与

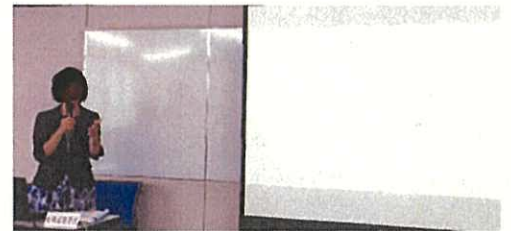
国家戦略特区による、家事労働者や農業就業者の受入れ、起業家支援

介護留学生の受入れ促進（奨学金給付、住居確保や補助、送出し国との覚書締結）
外国人材による地方創生支援制度の活用



「多文化共生のまちづくり～浜松市の経験から考える～」

（公財）浜松国際交流協会主幹
多文化共生コーディネーター
[redacted] 氏



○浜松市の外国人受け入れの経験とは・・・

<南米系日系人受け入れ 30 年の経験>

南米系日系人の特徴・・・1990 年の入管法改正により日系 3 世に「定住者」
身分系の在留資格で来日

- ・受け入れ主体が明確ではない
- ・生活支援等の責任の所在が明確ではない
- そこで、生活の場としての自治体が、「生活者」「市民」として対応
- 「外国人市民」も「日本人市民」も同じ対等な市民として
義務と権利を要求

☆しかし「外国人」（南米系日系人）の実際の社会経済的な位置づけは、
「雇用の調整弁」としての労働者（派遣労働者）
つまり、不安定な雇用の状態に置かれている（対等ではない）

不安定な雇用では、地域生活（ゴミ出しルールを守る等）も
子供の教育環境も安定しない

- ・地域生活上での軋轢を生み
- 次世代の教育を受ける権利を保障できず、社会不安の要素を将来に
つくることにつながっている

基本的な構造はこの 30 年間変化なしである

ただし、南米系日系人→日経フィリピン人・技能実習生ヘシフトしつつある
(高齢化・世代交代)

○浜松の経験から見ると今回の入管法改正と総合的対応策はどのように見えるのか・・・

1 「出入国管理及び難民認定法」の改正

在留資格「特定技能」1号・2号の新設→2号は、家族滞在可能で、定住永住につ
ながる

2 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」

法務省が各省庁の調整役 例) 多文化共生総合相談ワンストップセンター
(仮) 100カ所整備

→これまでの施策の寄せ集め・拡充に過ぎない

根本的には「移民の社会統合に係る法律」(仮)が必要

個別分野・義務教育化・医療通訳の保健化・日本語教育保障・通訳・コーディネー
ターなど専門人材の適切な配置等

○移民の社会統合に関わる法律が必要・・・

- ・外国人の文化的な違いのみに注目するのではなく「移民」の社会経済的な位置づけに
注目し、移民であることと社会経済的な階層をリンクさせないような社会にすること
- ・多文化共生は外国人のためではなく、日本人も含め、社会を構成する全ての人に関わ
ることであることをはっきりさせる
- ・差別禁止を法律化。異文化理解にとどまらず、受け入れ側が社会的マジョリティの
特権に自覚的になることが重要

<こんな風に思っていないか>

- ・自治会の説明のために何度訪問しても家にいない自治会活動に理解がない
→夜勤のみやっている残業が多い土曜日も働いているなど
そのような働き方を要請しているのは日本社会
- ・草刈りには仕事で出れないと言うが、家族の誰が出てもいいのに、自治会活動に
理解がない
→仕事を休めないような働き方を要請しているのは日本社会
外国人家族は日本人家族のように頼れる親族が多くない
- ・子供の教育に関心がない。子供の教育を優先しない
→子供の教育を優先するような労働者ではなく、働くことを最優先にするような
労働者を望んでいるのは日本社会

○浜松市の政策

<市の役割>

- ・政策の基礎データとしての実態調査の実施

窓口で必要な法律相談

相談通訳研修

- ・コミュニティ・エンパワメント（各国語で一般向け）

テーマ 例）高齢化に備える / 労働者の権利と義務 / 離婚手続きについて
親子防災ワークショップ / 青少年のエンパワメント / ファイナンシャルプラン

- ・コミュニティ団体との連携で開催

外国人当事者コーディネーターによる企画

<日本語学習支援>

- ・日本語教室（日常生活に最低限必要な日本語の習得を目指す）
- ・日本語ボランティア養成講座
- ・教職員多文化共生講座
- ・地域日本語学習支援

浜松市における地域日本語教育の総合的な体制作り（文化庁→浜松市委託事業）

地域日本語教育コーディネーターによる企画

「外国籍児童生徒の不就学ゼロ対策と生活・学習支援の推進方策」

～「みんなかにつ子」を具現化するための取組みと現状～

可児市教育委員会事務局学校教育課指導主事

小川 隆行 氏



○外国籍児童生徒教育に係るこれまでの歩み

平成2年度 通訳指導員を配置。

平成3年度 日本語適応指導教室開設。（1校目）

平成7年度 日本語適応指導教室開設。（2校目）

平成11年度 蘇南中に日本語適応指導教室開設。（3校目）

平成15・16年度 外国人の子どもたちの教育環境に関する実態調査を行う。

平成17年度 外国人児童・生徒学習保障事業要綱策定。

外国人児童生徒適応指導教室「ばら教室 KANI」開設。

日本語適応指導教室の名称を国際教室に変更。

外国人児童生徒コーディネーター、通訳サポーター4名を配置。

平成18年度 外国人児童生徒・保護者への進路説明会実施。

平成19年度 通訳サポーター計5名配置。

外国人派遣会社との懇談会を実施。

平成20年度 参議院「少子高齢化・共生社会に関する調査会」に山田豊市長(当時)が参考人として招致され、「外国人児童・生徒学習保障事業」について報告

「外国人の就学支援基金」を全国ではじめて市・県・民間により設置。
通訳サポーターを7名配置、「ばら教室 KAN」に指導助手を1名増員。
広見小に国際教室を新規開設。

平成 21 年度 今渡南小に国際教室を新規開設。

平成 23 年度 中部中に国際教室を新規開設。

平成 25 年度 「ばら教室 KAN」新築 4 月内覧会実施。

平成 29 年度 「ばら教室 KN」増築（定員が 25 名から 35 名に）

・教育機会確保法(H28.12.22)の解釈

－安心して教育を受けられる環境の確保－

－年齢又は国籍等にかかわらず－

(1)共生か隔離か (2)集中か分散か (3)生活支援か学習支援か

(4)日本語指導か学習指導か (5)母語「継承語」と日本語

・多様性【言語・文化・家庭】への対応

母語「継承後」の習得状況の個人差

家庭環境の複雑化と多様化

学習歴の多様性(学力の個人差)

教育観の多様性

保護者との連携の困難さ

キャリアプランを立てることの困難さ(進路指導)

<所 感>

外国人住民の定住、共生、不就学ゼロ推進施策について、学ばせて頂きました。

鈴木教授からは、現在の外国人のおかれている状況について詳しく時系列に従って説明がありました。これからの外国人の受入れは、国の制度の改正もあり変わってきます。それに伴い、確実に労働力不足を補うためにも多くの外国人が日本に入国してきます。さらに、家族も一緒に来日する家族も増えることでしょう。単身よりも家族で来る場合は、定住を目指している方も多いと思います。そうしますと、受け入れる側の私たち日本人の心構えも必要であると感じました。私たちが当たり前だと持っていることが、外国人の方には非常識なこともあるからです。その中で、教育に関しては、国籍が外国籍あることにより、不就学の児童生徒が増えてきています。いち早く手を入れるべき課題であると考えています。それは、日本の文化になれる、習慣を覚えることが出来なく、日本社会で生きていくことが出来ない場合、多くは犯罪に手を染めてしまう場合もあると思います。そうならないための教育でなければならないと思います。その為に、まずは、親を孤立させないこと、そして、子どもに教育を受けさせることが出来れば、近い将来の日本の労働力になっていくと思います。本市では、プレクラス、プレスクールが始まりましたが、さらに充実させて、本市に定住する外国人児童生徒には、しっかり教育が受けれる環境整備を進めるべく、教育委員会、国際課と

の連携も含めて推進するよう要望していきます。

浜松市は、南米系日系人の受入れ 30 年もの歴史があります。やはり、身近な生活習慣の違いによるトラブルなど、どの地域でも同じような状況であると感じました。さらに、様々、取り組むことで解消されてはきているとはいえ、基本的な構造は 30 年間変化ないということでした。最近、その方たちの高齢化、世代交代が進んでいるそうであります。国の方針でもある技能実習生としての受け入れなども、環境が変わっている中で、どう多文化共生を進めていくかが課題であります。どんどん日本人の多様化も進んでいることも感じる中で、増え続ける外国人に対し、浜松市の施策で「多文化共生総合相談ワンストップセンター」があります。これは、あらゆる悩みに対して解決に導いていく窓口であります。本市においても、相談体制は出来ておりますが、どこまで面倒を見ていけるかが、鍵であると考えます。そこで、より専門性を発揮させるために「HICE」の取り組みがあります。外国人が日本で暮らすための、細かい隙間の問題解決に役立っていると感じました。行政で手が回らないような動きが出来ると思います。これからは、外国人児童生徒の学習支援に力を入れていくべきだと考えます、それには「HICE」のような動きが出来る組織体が必要でありますので、今後、提案し進めていきたいと思ひます。

可児市の取り組みは、増え続けている外国人児童生徒にどう向き合うか、現在までの取り組みを学ばせて頂きました。国際教室を開設し、外国人児童生徒の初期適応指導教室を行っています。市費で行っているところからも、行政側の思い入れが伝わってきます。また、小学校へ入学時、不就学にならないように、日本の学校へ通うよう家庭訪問などを通じて働きかけています。本市でも入学時に、児童数の把握の為、調査しているようですが、そこまで終わっています。可児市は、その後、通えていない児童に対し、再度、家庭訪問するなど、親御さんの理解を得れるよう動いています。しっかり、不就学になる芽を摘んでいるように感じました。しかし、日本の生活習慣など、躰かない様に、初期適応指導教室の充実を図ってきています。本市のこれからの、プレクラス、プレスクールに活かしていくべきだと思います。

今後、ますます重要になってくる外国籍の子どもたちへの教育が、日本の労働力の下支えになってくることは間違いありません。グローバル化する国際社会に適応出来る教育の確立が必要になってくることを見据え、提言していきたいと考えています。

以上